

# 4/20～5/11 「まん延防止等重点措置実施下での対応等について」

令和3年4月21日  
川口市立飯塚小学校  
校長 江川 雅敏

## 1 感染予防の更なる徹底について

- (1) 学校における健康観察の更なる徹底
  - ・毎朝の検温及び風邪症状の確認等、健康観察カードによる健康観察の強化
  - ・風邪症状等の体調不良の際には登校させない。
  - ・同居の家族内に体調不良者がいる際には登校させない。
- (2) 学校における環境衛生
  - ・手洗いの徹底とマスクの着用 (鼻と口の両方を隙間がないように覆う)
  - ・適切な換気と保湿
  - ・職員室等において、つい立や飛沫感染防止シート等の設置
- (3) 家庭（保護者）への協力依頼
  - ・登校前の検温、健康観察、体調管理の徹底（体調不良の際は登校しない、させない）
  - ・手洗いの徹底とマスクの着用 (鼻と口の両方を隙間がないように覆う)
  - ・適切な換気と保湿
  - ・不要不急の外出、児童生徒同士の会食等の自粛

## 2 給食指導に関する更なる徹底について

「川口市立学校の学校給食留意事項」（令和2年10月27日付け）を原則とし、以下の点について徹底する。

- (1) 準備について
  - ・給食当番を行う児童（及び教職員）は、健康状態、服装を含め当番活動が可能であるかを毎日点検する。
  - ・児童全員が食事の前にうがい、石けんによる手洗い、必要に応じてアルコール等による消毒を行い、会食までマスクの着用を徹底する。
- (2) 配膳について
  - ・教職員が中心に行い、児童生徒が担当するものを限定するなど対応を工夫する。
- (3) 会食中について
  - ・飛沫を飛ばさないよう机を向かい合わせにはせず、前を向いて食べる。
  - ・会話は禁止とする。

## 3 学校の教育活動について

- (1) 実技等を伴う授業における「特に感染リスクが高い学習活動」について
  - ・令和2年9月11日付「実技等を伴う授業を行う上での留意点（改訂版）について (通知)」をもとに実施する。
  - ・家庭科の調理実習については、令和2年11月9日付「家庭科、技術・家庭科（家庭分野）調理実習等に関する取扱いについて (通知)」をもとに取り扱う。
- (2) 配慮を要する教育活動等について
  - ・全校児童や複数学年による多人数での集会等は、「密」を形成し、感染リスクを高めることから行わない。